

平成 22 年度の当事業にご協力いただきありがとうございました。

みなさまにご提出いただいた共通カルテを、委員会で集計・分析をしてみましたので、その結果をご報告させていただきます。なお、みなさまのご報告をもとに、情報の分析を行いました。残念ながら必要事項に誤記が認められる記録や、愛知県との契約にそぐわないもの（岐阜県の症例やカメの症例など）につきましては、集計から除外させていただきました。

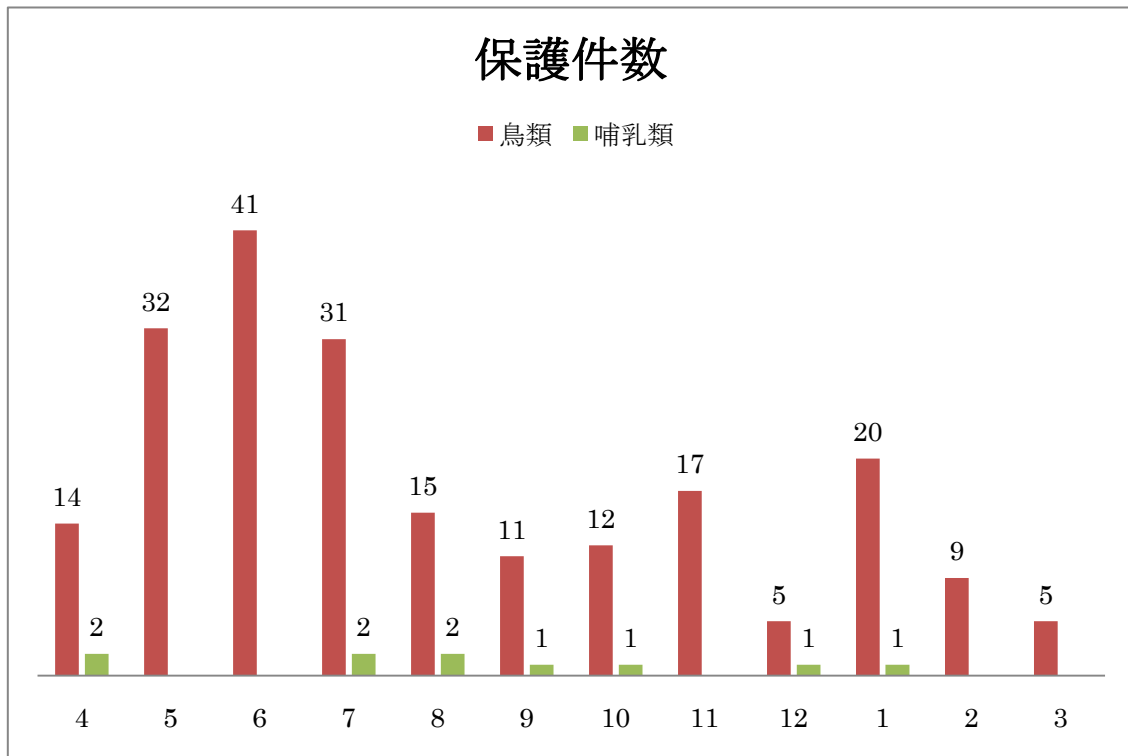
① 保護の日時について

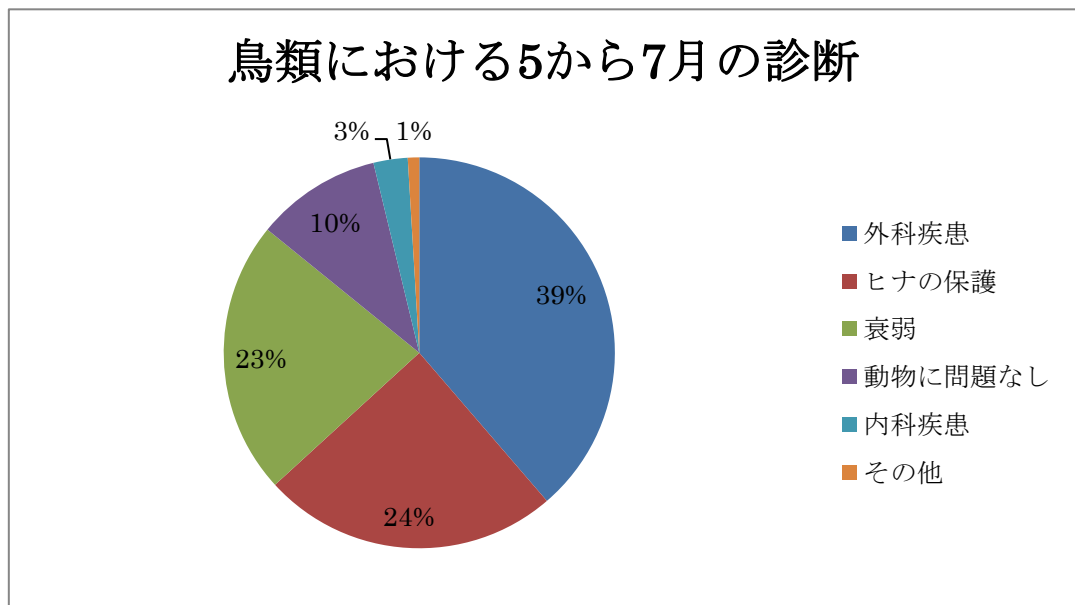
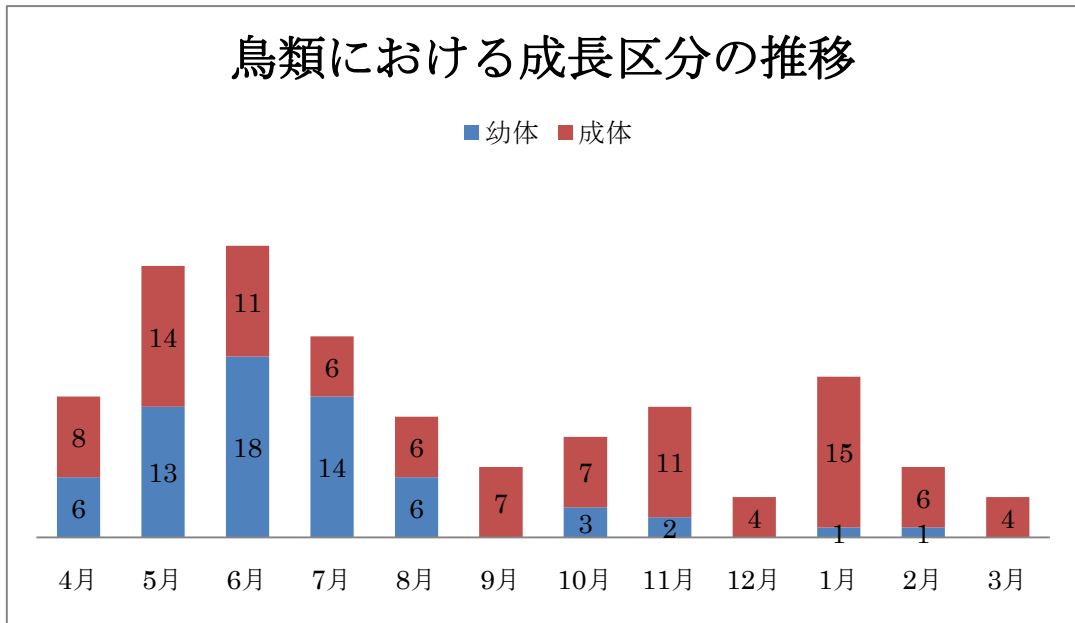
月別の件数の推移

年間を通して持ち込みがあるのですが、鳥類については 5 月から 7 月にかけて一つの山が見受けられます。哺乳類に関しては件数が少ないので評価はできません。

鳥類における「幼体・成体」の区分の記入を集計してみますと、5 月から 7 月にかけて、幼体の保護が増えています。さらに、5 月から 7 月における診断をグラフにしてみますと、「ヒナの保護」は「外科疾患」よりも少ないことがわかります。

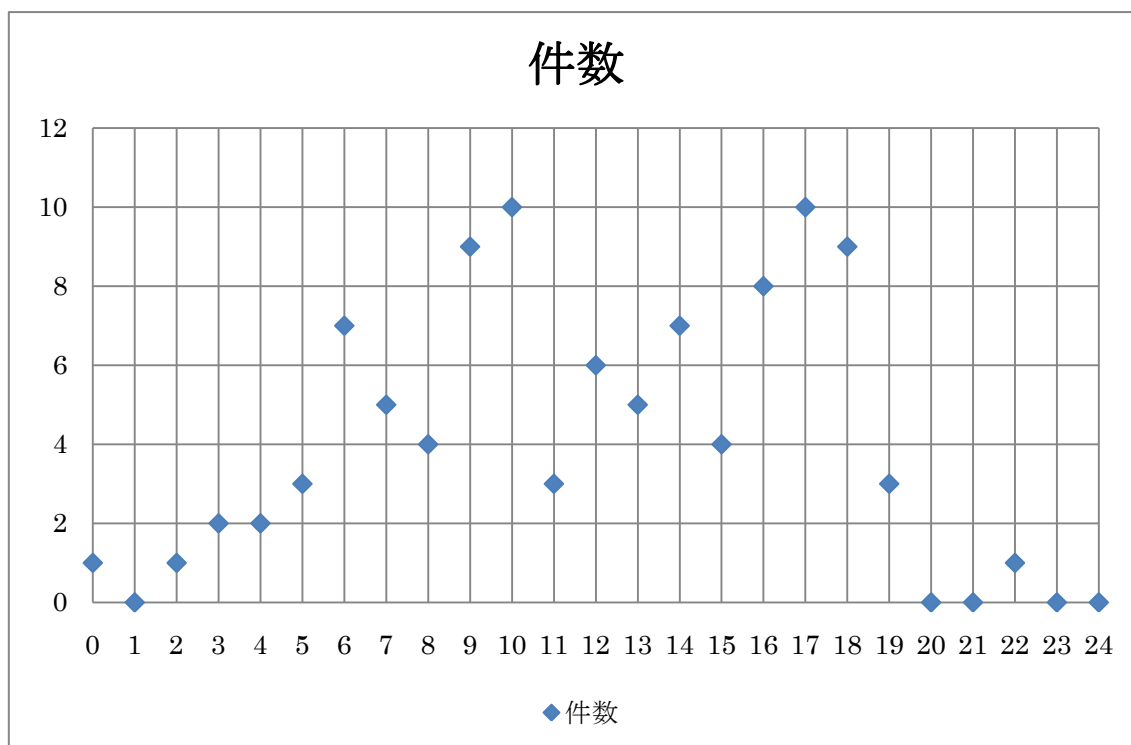
これらのことから、5 月から 7 月にかけて、健康な巣内および巣立ちビナが保護(誘拐)されてくるのではなく、巣立ちビナがけがをしたり、衰弱することで保護されているのかもしれませんが。健康なヒナの保護(誘拐)については、獣医師会では「ヒナを拾わないで」キャンペーンへの協賛をしております。院内にポスターを掲示してくださっている先生もいらっしゃいますので、その効果が出ているのかもしれませんが。





保護の時間帯について

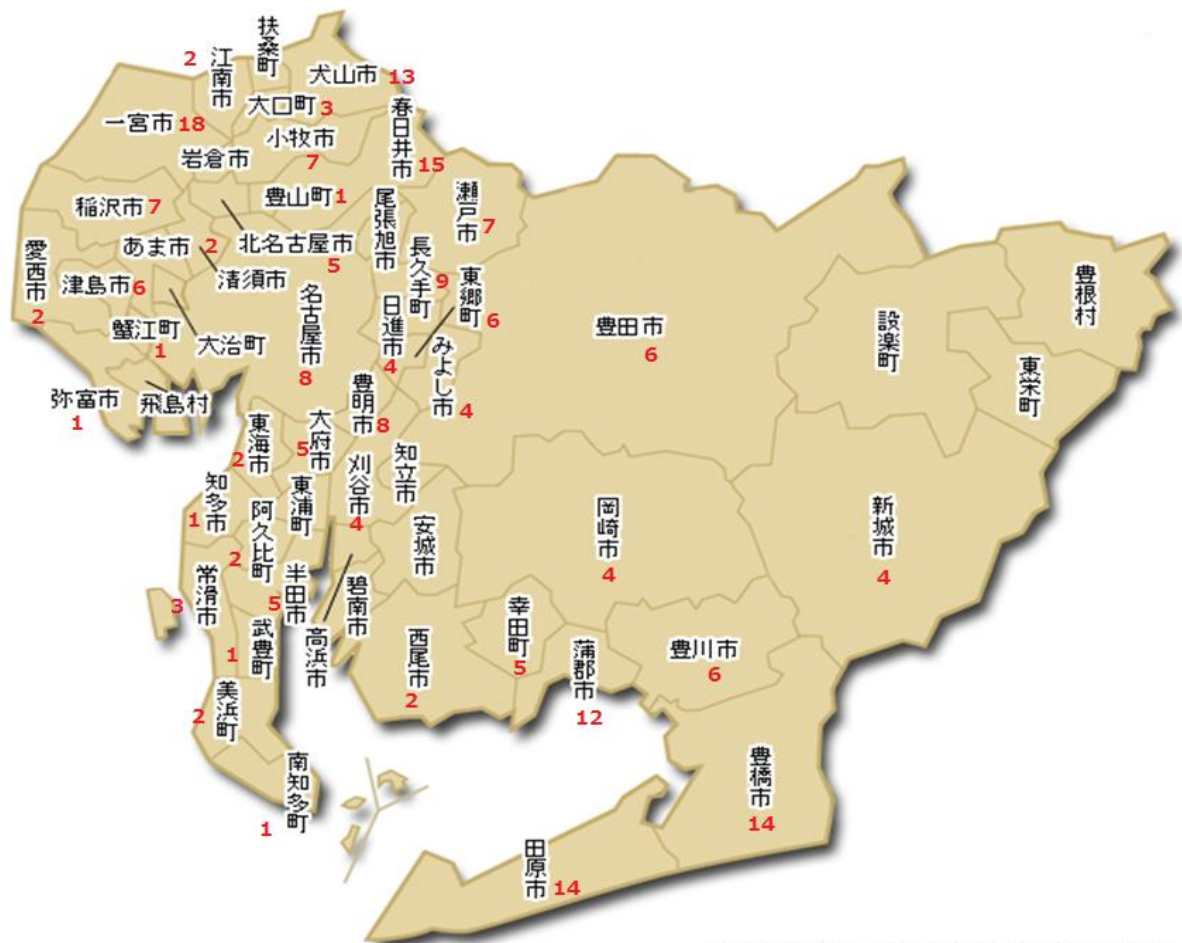
時間帯については空白の記録が多く、果たして全体の傾向を反映しているのかはわかりませんが、野生傷病鳥獣の保護はおおむね日中の行為といえると思います。朝から昼に向けて緩やかなカーブで上昇して、その後下行している傾向だと思えます。その中でも、朝の9時から10時と夕方16時から18時にかけて、突出しています。状況説明の用語統一をどうするかという問題がありますが、登下校や出退社にともなう移動中に発見することが多いのかもしれませんが。仕事や勉強中は気付かなくても、ほっとした時に目につくのかもしれません。



② 保護地について

単年度、症例数 222 の分析では何とも言えませんが、山間部は保護が少ないように思えます。自然環境豊かな山間部では、弱った個体は速やかに生態系の食物連鎖に入ってしまうのかもしれませんが。今回は市、若しくは郡の町までで集計しています。さらに細かな区分を記入していただくのはなかなか難しいと思いますが、引き続きモニタしていきたいと思えます。

(愛知県の地図は愛知県のホームページより引用いたしました)



Copyright © 2011 AICHI Prefecture All rights reserved.

③ 保護された動物種について

鳥類 47種 212 個体

哺乳類 7種 10 個体

鳥種別保護数ベスト 10 種と哺乳類の保護種

スズメ	50	イタチ	1
ツバメ	22	キクガシラコウモリ	1
ドバト	20	コウモリ	3
キジバト	19	タヌキ	1
ヒヨドリ	13	ノウサギ	2
ムクドリ	12	ハクビシン	1
メジロ	10	ムササビ	1
ハシブトガラス	5		
チョウゲンボウ	4		
アオバト	4		

哺乳類については症例数が少ない (10 件) ので、分析には供せませんが、なるべく追いかいで、という県の方針に従っていただいているのではないかと思います。

鳥類の保護件数における上位 10 種は、当然のごとく身近な鳥たちでした。鳥類の保護について、

昨今の情勢から、皆様を不安にさせるのは、やはり鳥インフルエンザと思われます。平成20年9月に環境省が作成したマニュアル「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」において、インフルエンザ感受性の種類が2つにまとめられています。今年度の保護種にあてはめたリストは下記のとおりです。まとめ方の違いで、昨年度の実績の中の危険性の評価が変わりますが、少なくとも、野生傷病鳥獣の救護は危険のない仕事というわけではないことを、再度みなさまにご認識いただく必要があると同時に、この事業の安全性を高めるためにはどうしていくのがよいか、この事業の担当部署である自然環境課とも協議していく必要があります。とくに、海外で確認されたことがある種（表I-5）にはスズメとドバトが入っています。これら2種は保護されてくるケースが多い種です。状況によっては駆除対象であったりもしますが、レースバトは飼い主のいる動物ですので除くとしても、保護されてきたこの2種をどう扱うかという点については、なお一層の議論が必要と思われます。

表 I-4 高病原性鳥インフルエンザウイルスに対し、感染リスクの高い日本の野鳥種（9目10科33種）		表 I-5 過去に海外で H5N1 亜型ウイルスの感染が確認されたことがある鳥種のうち日本に生息する種	
表 1-4 該当種	症例数	表 1-5 該当種	症例数
アオサギ	1	アオサギ	1
オオタカ	1	オオタカ	1
カンムリカイツブリ	1	カンムリカイツブリ	1
ゴイサギ	3	キジ	3
コサギ	1	コサギ	1
コノハズク	1	コノハズク	1
チョウゲンボウ	4	スズメ	50
ノスリ	1	ドバト	20
ハシブトガラス	5	ノスリ	1
ハシボソガラス	3	ハシブトガラス	5
		メジロ	10
総計	21/212	総計	94/212

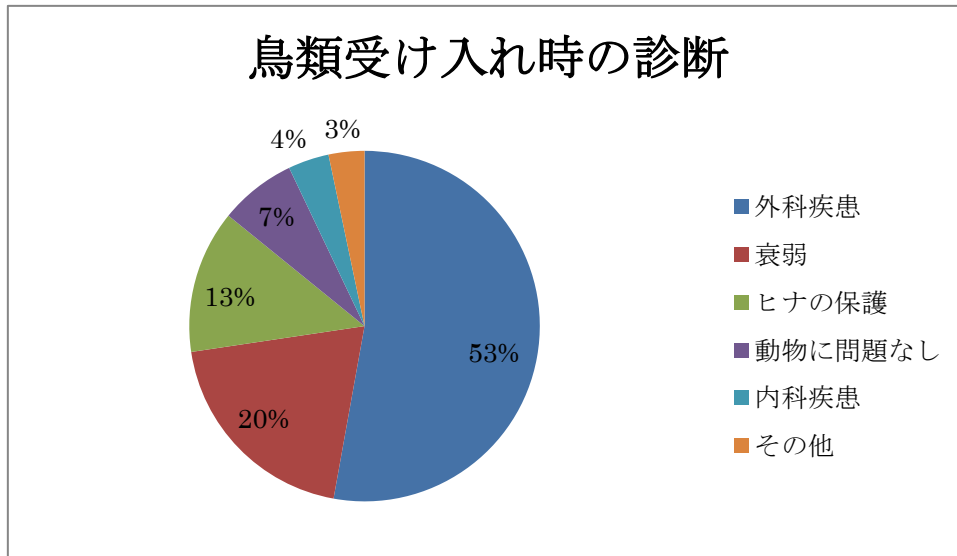
④ 「受け入れ時の診断」と「対応」「結果」について

受け入れ時の診断としては、区分に問題があるのかもしれませんが、とりあえず集計してみました。哺乳類は衰弱5件、外科疾患4件、動物に問題なし1件でした。

コウモリ	衰弱
キクガシラコウモリ	衰弱
コウモリ	動物に問題なし
タヌキ	衰弱
イタチ	外科疾患

ムササビ	外科疾患
ハクビシン	外科疾患
ノウサギ	衰弱
ノウサギ	外科疾患
コウモリ	衰弱

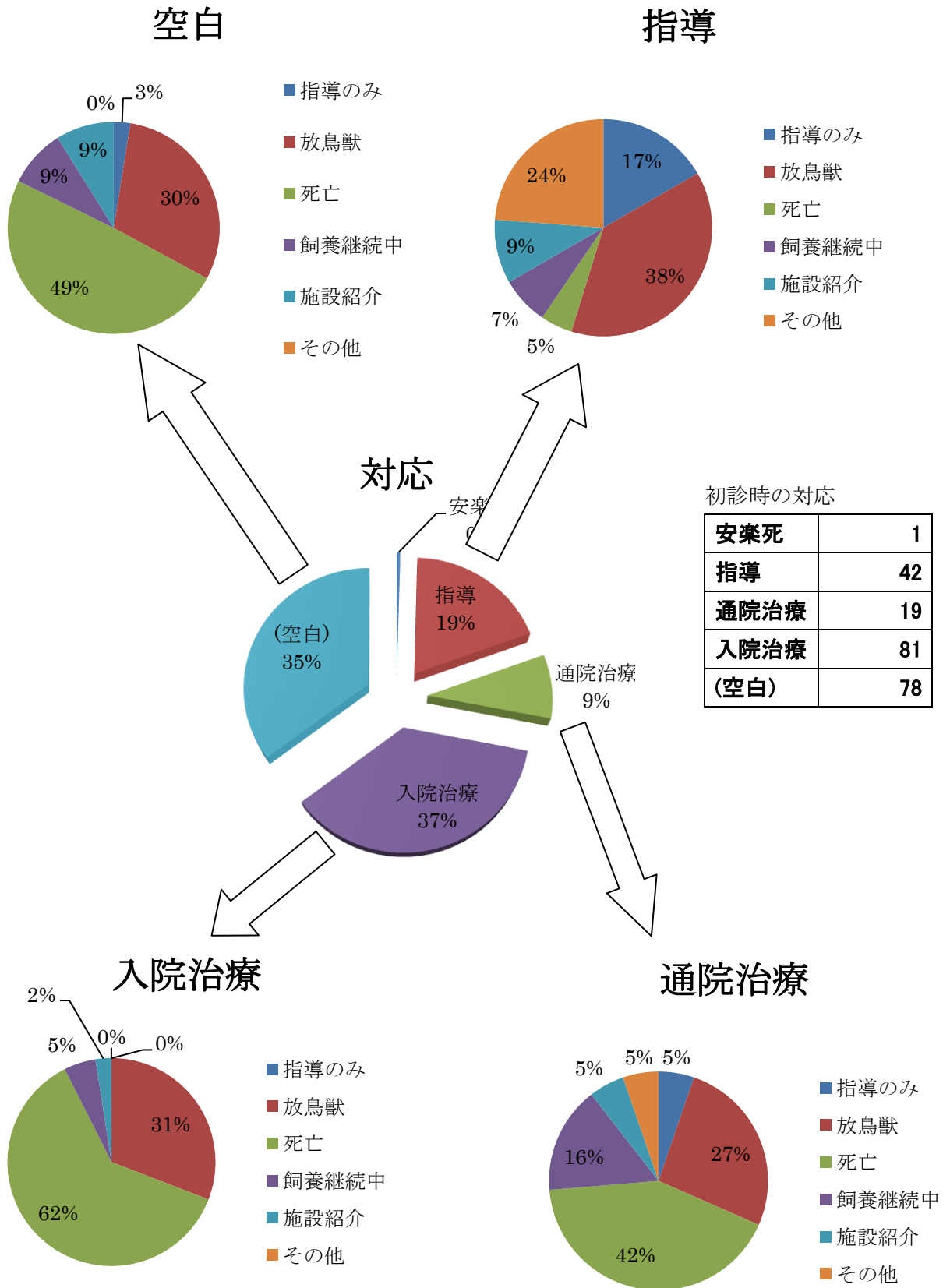
ご覧のとおり、収容種別がばらばらですので、何とも言えません。



鳥類については外科疾患が多いことがうかがえます。しかし、この解釈には注意点があります。それは、衰弱の理由にあります。カルテのデータを入力していると、衰弱とヒナの保護と外科疾患で、どこに丸をつけるか悩まれた跡がうかがえました。同様に内科疾患も悩みの種かもしれません。

今回カルテを集計したことで、このような問題も判明してまいりました。せつかくの記録ですから、極力統一した見解で用いることができる用語にしていきたいと思いますので、ご意見をお寄せください。

全体における対応と結果の関係



この結果からは、みなさまの努力によって、3割程度の傷病鳥獣たちが野に帰ることができたということがいえそうです。

空白を除けば、入院措置をとられるケースが多いことがわかります。これらのデータの中には、手術と長期入院を必要とするものから、夕方の保護のため翌朝まで入院措置としたものまで、多種多様です。一元的に評価することは難しいのですが、入院治療を選択されたケースにおいては、死亡率が高いことから、重症度の高いものを病院で収容し、入院措置としてくださっていることがうかがえます。また、通院治療を選択されたケースにおいては、施設紹介をするケースが多いのも、興味深いところだと思います。カルテからは、野生復帰不能な重症をおってしまった動物や、ヒナの保護をしてそのまま放鳥できずにいるケースなどが伺えます。

もっとも興味深いのは、指導のみのケースで、「その他」が他と比較して多いことです。これは、カルテからは、軽症による通院治療や、即放鳥を指導したものの、どうなったかわからないというケースがあるようです。これは、仕方がないのかもしれませんが、できれば、保護者から「放鳥しました!」とか、「残念ながら亡くなってしまいました。」などの報告を受けられると、「その他」を減らせるのではないかと思います。

⑤ 外部寄生虫と内部寄生虫

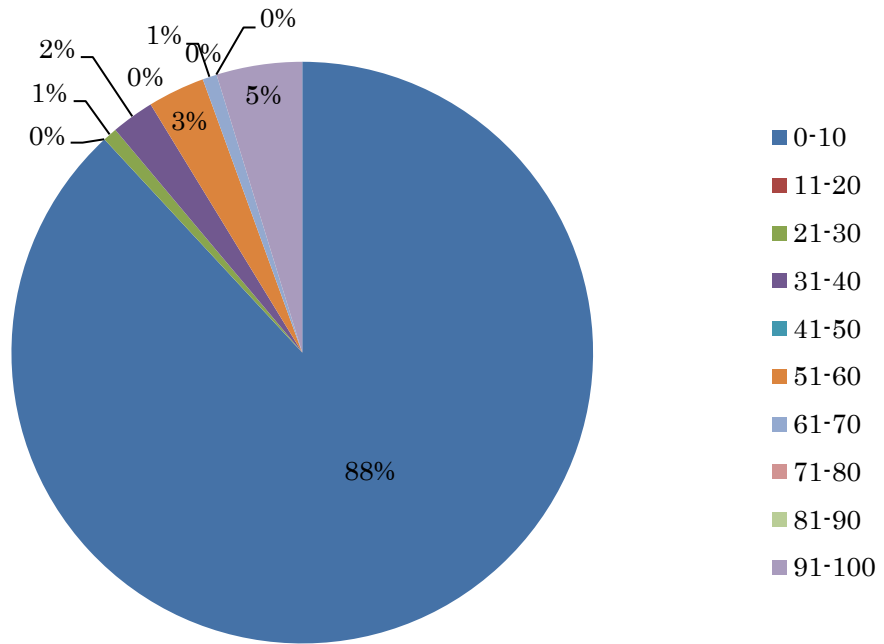
外部寄生虫	症例数	内部寄生虫	症例数
(一)	36	(一)	20
シラミ	2	コクシジウム	3
ダニ	1	トリコモナス	1
ハエウジ	1	吸虫・線虫	1
ハジラミ	1		
記載カルテ数	41	記載カルテ数	25

※この表の「ダニ」はコウモリに寄生していたものです。

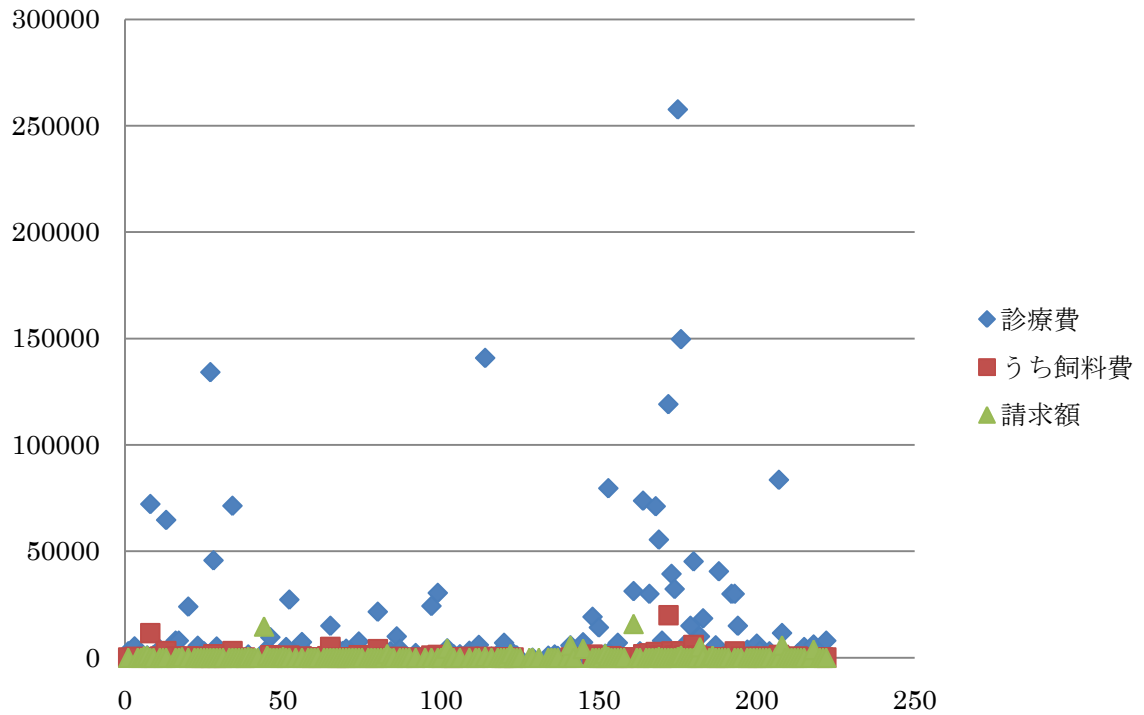
傷病野生動物の救護、特に鳥類において、寄生虫を見つけることは、不思議なことに少ない印象です。この項目は疫学調査ですので、引き続き収集していきたいと思います。

⑥ 費用請求

請求額中に占める診療費の割合 (%)



各カルテにおける記載をプロットしたもの



診療費	データの個数	145
	合計	2233040
うち飼料費	データの個数	91
	合計	92355
請求額	データの個数	174
	合計	73355

動物医療にかかる費用は、症例ごとに異なります。さらに、動物のサイズや性質によっては、ほかの入院動物を移動させたり、入院受け入れを拒否せざるを得ないケースも出ます。上段のグラフからは、約9割の記録で、10%未満の請求をしていることが伺えます。しかし、記載があったデータをプロットすると、請求額のドットが0線状に多く認められます。費用請求の実態としては、0円が非常に多いということになります。

診療費にご記入いただいた症例についてだけでも、総額223万円の費用がかかっており、県との契約の約3倍となります。逆に、請求された費用は総額7万円で、10分の1となります。

まとめ

保護指導獣医師の皆様は、年間を通じて、春先には特に多くの鳥たちが保護される中、重症度の高いような個体を積極的に受け入れて活動を展開してくださっております。しかし、その結果としては、3割程度は野に帰ることができるものの、それ以外については死亡もしくは飼養継続となることが多いようです。そして、鳥インフルエンザの不安がある中で、費用負担の大きい、ボランティア的な仕事になってしまっていることが見えてきました。

おわりに

保護指導獣医師のご協力の成果をまとめてみました。委員会としては、これを継続して毎年行い、事業のあり方について考えていきたいと思っております。こういう視点はどうかとか、こう考えられるのではないかとといったご意見がございましたら、ぜひ委員会までお知らせください。みなさまと一緒に、より良い事業、より少ない負担で社会貢献が大きい事業にしていきたいと思っております。

今後とも引き続きご協力いただけますようお願いいたします。